

平成21年6月24日

公立大学法人奈良県立医科大学

理事長 吉岡 章 殿

監事 石黒 良彦 印

監事 伊藤 一博 印

監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第2期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、それぞれ業務の分担を行い、私どものそれぞれの任期の期間中、役員会等重要な会議に出席するとともに、重要な決裁資料を閲覧いたしました。また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。財産の状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準及び地方独立行政法人の会計監査人のための監査の基準を踏まえ、私どもが必要と認めた監査手続を実施するとともに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する事業に限る）及び決算報告書に関し、監査の方法に関する概要について報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（損失の処分に関する書類を除く）は、財政状態・運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 損失の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく表示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 理事の業務執行に関しては、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実とは認められない。なお、理事長及び副理事長と法人間の利益相反取引は認められない。

以上